

件名

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁告示第四号農林水産省）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七十一 略」</p> <p>七十一の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する農林中央金庫の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>「七十一の三〇七 略」</p> <p>第二条の二 「略」</p> <p>「2・3 略」</p> <p>4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇七十一 同上」</p> <p>七十一の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレポ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する農林中央金庫の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>「七十一の三〇七 同上」</p> <p>第二条の二 「同上」</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー</p>

ーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相当額を除く。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。）の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用金庫にあつては、第二百七十条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。）の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十一条の三 「略」

〔2〕4 略

5 前三項の規定は、農林中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取

ーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）

第十一条の三 「同上」

〔2〕4 同上

5 第二項及び第三項の規定は、農林中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項

引等（規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。）とあり、及び前二項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 「略」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項に規定する場合）にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

第十四条の二 「略」

〔2・3 略〕

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ―比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計し

中「特定取引等（規則第六十五条第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産又は負債として保有している商品（以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。）とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6・7 同上〕

（バンキング勘定への分類基準）

第十一条の四 「同上」

2 特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

第十四条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

て得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「略」

（トレーディング勘定への分類基準等）
第二十二条の三 「略」

〔2〕4 略

5 前三項の規定は、農林中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6〕7 略

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 「同上」

（トレーディング勘定への分類基準等）
第二十二条の三 「同上」

〔2〕4 同上

5 第二項及び第三項の規定は、農林中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

〔6〕7 同上

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 「略」

- 2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項に規定する場合)にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「略」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第五十三條の四 「略」

2 「略」

- 3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該農林中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。）」の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十七條の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 「同上」

- 2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。）」の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 「同上」

(リスク・ウェイトのみなし計算)

第五十三條の四 「同上」

2 「同上」

- 3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該農林中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。）」の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十七條の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一

・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「略」

7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大

・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「同上」

7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大

となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該農林中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8〕10 略〕

(S A — C C R)

第五十六条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 前項のボラティリティ調整率（H）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該農林中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔8〕10 同上〕

(S A — C C R)

第五十六条の二 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

H₁₀は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイル
テイル調整率（次号において同じ。）

N_Rは、ネットテイング・セットに含まれる取引の残存期間
（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該
原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産で
ある派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数
をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日
未満であるときは、十営業日とする。

T_Mは、第七十七条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [望]

[4~9 望]

17 前項の規定による与信限度額を算出する際において、
RCは、次の算式による算出とする。

$$RC = \max\{\sum_{NS} \text{sema} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ + \max\{\sum_{NS} \text{sema} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ C_{MA} = C_{MA, \text{collect}} \times (1 - H_{C_{MA, \text{collect}}} - H_{F_{MA, \text{collect}}})$$

$-C_{MA, \text{post}} \times (1 + H_{C_{MA, \text{post}}} + H_{F_{MA, \text{post}}})$
NSは、ネットテイング・セット（以下この項及び次項にお
いて同じ。）

MAは、ワーজন・アグリメント（以下この項及び次項
において同じ。）

V_{NS}は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保
額

C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた

NSは、ネットテイング・セット（以下この項、第十七項及
び第十八項において同じ。）

H₁₀は、第五節第三款第二目に規定する標準的ボラテイル
テイル調整率（次号において同じ。）

N_Rは、値洗いの間隔（営業日数）又はNSに含まれる取引
の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、
かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、
原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間
の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、
十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_Mは、第七十七条第二項第一号に定める最低保有期間

11 [匡4]

[4~9 匡4]

17 [匡4]

$$RC = \max\{\sum_{NS} \text{sema} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ + \max\{\sum_{NS} \text{sema} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0] \\ C_{MA} = C_{MA, \text{collect}} \times (1 - H_{C_{MA, \text{collect}}} - H_{F_{MA, \text{collect}}})$$

$-C_{MA, \text{post}} \times (1 + H_{C_{MA, \text{post}}} + H_{F_{MA, \text{post}}})$
MAは、ワーজন・アグリメント（以下この項及び次項
において同じ。）

V_{NS}は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C_{MA}は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保
額

C_{MA, collect}は、MAの下における取引相手方から受け入れた

適格金融資産担保の額

$H_{CMA,collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率
 $H_{fxMA,collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA,post}$ は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{CMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$H_{fxMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18
【略】

第八十六条から第八十九条まで 削除

（事業法人等向けエクスポートの EAD）

第三百三十四条 【略】

2 【略】

3 先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が先進

適格金融資産担保の額

$H_{CMA,collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイル率調整率
 $H_{fxMA,collect}$ は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

$C_{MA,post}$ は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

$H_{CMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイル率調整率

$H_{fxMA,post}$ は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポートと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイル率調整率

18
【同上】

第八十六条から第八十九条まで 削除

（事業法人等向けエクスポートの EAD）

第三百三十四条 【同上】

2 【同上】

3 先進的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が先進

的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫において百パーセントの掛目が適用される場合にあっては掛目として百パーセントを乗じた額とし、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔4～9 略〕

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットのみなし計算）

第四百四十四条 「略」

〔2～5 略〕

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

〔一・二 略〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「

的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスポージャーのうち、リボルビング型エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目のEADは、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫において百パーセントの掛目が適用される場合にあっては掛目として百パーセントを乗じた額を、リボルビング型エクスポージャーに該当しない場合にあっては第五項に規定する方法により算出した額とする。

〔4～9 同上〕

（内部格付手法を採用した場合における信用リスク・アセットのみなし計算）

第四百四十四条 「同上」

〔2～5 同上〕

6 「同上」

〔一・二 同上〕

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「

額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

「略」

8 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の農林中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

「一・二 略」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 当該農林中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして

額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

「同上」

8 「同上」

「一・二 同上」

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 当該農林中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の農林中央金庫とみなして

、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9〕11 略〕

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百十九条 「略」

2 「略」

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

〔一〕四 略〕

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

〔4〕5 略〕

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十七条の二 「略」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者

、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十七条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9〕11 同上〕

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百十九条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

〔一〕四 同上〕

五 エクスポージャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計を行うものとする。

〔4〕5 同上〕

（CVAリスク相当額の算出）

第二百四十七条の二 「同上」

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者

を取引相手方とする派生商品取引又は農林中央金庫の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

「一〇三 略」

（マージン・アグリーメント）

第二百四十七条の四の三十五 「略」

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポージャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

「一・二 略」

三 エクスポージャーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ 「略」

ト）（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

を取引相手方とする派生商品取引又は農林中央金庫の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

「一〇三 同上」

（マージン・アグリーメント）

第二百四十七条の四の三十五 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るリスクのマージン期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ 「同上」

ト）（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十七条の六 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十七条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百五十一条 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二〇十 略〕

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百六十一条の二 「略」

2 「略」

3 ファンドへのエクイティ出資が第十一条の三第三項第二号又は第二十二条の三第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

第二百四十七条の六 「同上」

〔一・二 同上〕

三 農林中央金庫が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十七条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（リスク・ファクターの特定）

第二百五十一条 「同上」

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。

〔二〇十 同上〕

（ファンドへの出資の取扱い）

第二百六十一条の二 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

- 一 「略」
- 二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに
百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する
方法

(カーベチャール・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び
相関)

第二百六十四条の二 「略」

〔2・3 略〕

- 4 第二百五十九条の三第五項及び前項の規定にかかわらず、
各リスク・クラスのカベチャール・リスクにおいて、同一バ
ケット内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定に
より分類したバケットが第二百六十二条の三第一項第一号の
表中バケット番号 16、第二百六十二条の四第一項第一号の
表中バケット番号 16、第二百六十二条の五第一項第一号の
表中バケット番号 25 又は第二百六十三条第一項第一号の表
中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式によるも
のとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「略」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

2 第二百六十八条の二 「略」

- 一 「同上」
- 二 ネット・ショート・ポジション マーケット・リスク相
当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジションに
百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除
する方法

(カーベチャール・リスクのバケット、リスク・ウエイト及び
相関)

第二百六十四条の二 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 「同上」

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

2 第二百六十八条の二 「同上」

<p>3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出するものとする。</p> $DR_{CTP} = \max \left[\sum_b (\max[DR_{C_b}, 0] + 0.5 \times \min[DR_{C_b}, 0]), 0 \right]$ DR_{C_b} $= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot netJTD_i \right)$ $HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Short} netJTD_i }$ <p>DR_{CTP}は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p>DR_{C_b}は、バケットbにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p>iは、バケットbに属する商品</p> <p>RW_iは、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト</p> <p>HBR_{CTP}は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品 (CTP) のヘッジ効果の係数</p>	<p>3 [同上]</p> $DR_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DR_{C_b}, 0] + 0.5 \times \min[DR_{C_b}, 0]), 0 \right]$ DR_{C_b} $= \left(\sum_{i \in Long} RW_i \cdot netJTD_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in Short} RW_i \cdot netJTD_i \right)$ $HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in Long} netJTD_i}{\sum_{i \in Long} netJTD_i + \sum_{i \in Long} netJTD_i }$ <p>DR_{CTP}は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p>DR_{C_b}は、バケットbにおけるデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額</p> <p>iは、バケットbに属する商品</p> <p>RW_iは、商品<i>i</i>に適用するリスク・ウエイト</p> <p>$HBR_{CTP,b}$は、証券化商品 (CTP) のバケットbにおけるヘッジ効果の係数</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記と異なる。</p>	

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第四項各号及び第十四条の二第四項各号並びに第五十六条の二第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。